

指定訪問看護・指定介護予防訪問看護 重要事項説明書

[2025年5月1日現在]

1 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	株式会社 武蔵野プリオ
代表者(役職・氏名)	代表取締役 高橋 功
所在地・電話番号	東京都中央区日本橋人形町二丁目2番1号 048-782-7254
法人設立年月日	平成27年9月1日

2 サービスを提供する事業所の概要

(1) 事業所の名称等

名称	プリオ流山訪問看護ステーション
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護
指定事業所番号	1262390193
所在地	〒270-0163 千葉県流山市南流山一丁目24番6号 菅生レジデンス204
電話番号	04-7197-2811
FAX番号	04-7159-2877
通常の事業の実施地域	流山市・松戸市・柏市

(2) 事業所の窓口営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで (国民の祝日、12月31日から1月3日までを除く)
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで ただし、24時間の連絡体制を整えています

(3)事業所の勤務体制

職種	業務内容	勤務形態・員数
管理者	従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1 名
看護職員等	指定訪問看護等の提供に当たります。 なお、看護職員(准看護師を除く)は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書)を作成します。 また、当該計画書及び報告書を看護職員(准看護師を除く)と理学療法士等が連携して作成します。	看護師 常勤 4 名 非常勤 0 名 理学療法士等 常勤 0 名 非常勤 0 名

3 事業の運営の方針

事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。また、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

指定訪問看護の事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものとします。

指定介護予防訪問看護の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとします。

4 サービス内容

(1)	病状、心身の状況の観察	(6)	ターミナルケア
(2)	清拭、洗髪等による清潔の保持	(7)	認知症患者の看護
(3)	食事及び排泄等日常生活の世話	(8)	療養生活や介護方法の指導
(4)	褥瘡の予防・処置	(9)	カテーテル等の管理
(5)	リハビリテーション	(10)	その他医師の指示による医療処置

5 利用料、その他の費用の額

(1) 介護保険による訪問看護の利用料

利用した場合の利用料は、以下のとおりです。

利用料は、法定代理受領の場合は、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額となります。(利用者負担の減免、公費負担がある場合などはその負担額による)但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は、10割負担となります。※地域区分別1単位当たりの単価10.42円(6級地)

ア 利用料

基本部分	単位数	利用料			
		10割	1割	2割	3割
20分未満	314	3,271円	328円	655円	982円
20分以上30分未満	471	4,907円	491円	982円	1,473円
30分以上1時間未満	823	8,575円	858円	1,715円	2,573円
1時間以上1時間30分未満	1,128	11,753円	1,176円	2,351円	3,526円
理学療法士等による訪問(1回につき)	294	3,063円	307円	613円	919円

注)	1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者に対して訪問看護を行った場合	上記単位数の10%減
注)	1月当たりの利用者が同一の建物に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して訪問看護を行った場合	上記単位数の15%減
注)	准看護師が訪問看護を行った場合	上記単位数の10%減
注)	理学療法士等が1日に2回を超えて訪問看護を行った場合	上記単位数の10%減
注)	夜間(午後6時から午後10時まで)又は早朝(午前6時から午前8時まで)の時間に訪問看護を行った場合	上記単位数の25%増
注)	深夜(午後10時から午前6時まで)の時間に訪問看護を行った場合	上記単位数の50%増
注)	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えている場合、又は特定の加算を算定していない場合	1回につき8単位減
注)	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問するという位置付けのものになります。	

イ 加算

要件を満たす場合に、利用料に以下の料金が加算されます。

基本部分		単位数	利用料			
			10割	1割	2割	3割
複数名訪問加算(Ⅰ)	30分未満 1回につき	+254	2,646円	265円	530円	794円
	30分以上 1回につき	+402	4,188円	419円	838円	1,257円
複数名訪問加算(Ⅱ)	30分未満 1回につき	+201	2,094円	210円	419円	629円
	30分以上 1回につき	+317	3,303円	331円	661円	991円
長時間訪問看護加算	1回につき	+300	3,126円	313円	626円	938円
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	1月につき	+574	5,981円	599円	1,197円	1,795円
特別管理加算(Ⅰ)	1月につき	+500	5,210円	521円	1,042円	1,563円
特別管理加算(Ⅱ)	1月につき	+250	2,605円	261円	521円	782円
ターミナルケア加算	当該月につき	+2,500	26,050円	2,605円	5,210円	7,815円
初回加算(Ⅰ)	1月につき	+350	3,647円	365円	730円	1,095円
初回加算(Ⅱ)	1月につき	+300	3,126円	313円	626円	938円
退院時共同指導加算	1回につき	+600	6,252円	626円	1,251円	1,876円
看護・介護職員連携強化加算	1回につき	+250	2,605円	261円	521円	782円

注) 上記ア・イの利用料は、厚生労働大臣が告示で定める単位数であり、これが改定された場合は、これら単位数も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい利用料を書面でお知らせします。

(2) 介護保険による介護予防訪問看護の利用料

利用した場合の利用料は、以下のとおりです。

利用料は、法定代理受領の場合は、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額となります。(利用者負担の減免、公費負担がある場合などはその負担額による)但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は、10割負担となります。※地域区分別1単位当たりの単価 10.42円(6級地)

ア 利用料

基本部分	単位数	利用料			
		10割	1割	2割	3割
20分未満	303	3,157円	316円	632円	948円
20分以上30分未満	451	4,699円	470円	940円	1,410円
30分以上1時間未満	794	8,273円	828円	1,655円	2,482円
1時間以上1時間30分未満	1,090	11,357円	1,136円	2,272円	3,408円
理学療法士等による訪問(1回につき)	284	2,959円	296円	592円	888円

注)	1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者に対して介護予防訪問看護を行った場合	上記単位数の10%減
注)	1月当たりの利用者が同一の建物に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して介護予防訪問看護を行った場合	上記単位数の15%減
注)	准看護師が介護予防訪問看護を行った場合	上記単位数の10%減
注)	理学療法士等が1日に2回を超えて介護予防訪問看護を行った場合	上記単位数の50%減
注)	理学療法士等が利用開始日の属する月から12月超の利用者に介護予防訪問看護を行った場合	1回につき5単位減
注)	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えている場合、又は特定の加算を算定していない場合 更に利用開始日の属する月から12月超の介護予防訪問看護を行った場合	1回につき8単位減 +1回につき15単位減
注)	夜間(午後6時から午後10時まで)又は早朝(午前6時から午前8時まで)の時間に介護予防訪問看護を行った場合	上記単位数の25%増
注)	深夜(午後10時から午前6時まで)の時間に介護予防訪問看護を行った場合	上記単位数の50%増
注)	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による介護予防訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問するという位置付けのものになります。	

イ 加算

要件を満たす場合に、利用料に以下の料金が加算されます。

基本部分		単位数	利用料			
			10割	1割	2割	3割
複数名訪問加算(Ⅰ)	30分未満 1回につき	+254	2,646円	265円	530円	794円
	30分以上 1回につき	+402	4,188円	419円	838円	1,257円
複数名訪問加算(Ⅱ)	30分未満 1回につき	+201	2,094円	210円	419円	629円
	30分以上 1回につき	+317	3,303円	331円	661円	991円
長時間訪問看護加算	1回につき	+300	3,126円	313円	626円	938円
緊急時介護予防訪問看護加算(Ⅱ)	1月につき	+574	5,981円	599円	1,197円	1,795円
特別管理加算(Ⅰ)	1月につき	+500	5,210円	521円	1,042円	1,563円
特別管理加算(Ⅱ)	1月につき	+250	2,605円	261円	521円	782円
初回加算(Ⅰ)	1月につき	+350	3,647円	365円	730円	1,095円
初回加算(Ⅱ)	1月につき	+300	3,126円	313円	626円	938円
退院時共同指導加算	1回につき	+600	6,252円	626円	1,251円	1,876円

注) 上記ア・イの利用料は、厚生労働大臣が告示で定める単位数であり、これが改定された場合は、これら単位数も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい利用料を書面でお知らせします。

◇ 介護保険の加算算定に関する要件

加算名称	要件
複数名訪問加算(Ⅰ)	2 人の看護師等(保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士)が同時に訪問看護を行った場合
複数名訪問加算(Ⅱ)	看護師等(保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士)と看護補助者が同時に訪問看護を行った場合
長時間訪問看護加算	特別管理加算の対象となる利用者に対して、所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の訪問看護を行った後に、引き続き訪問看護を行った場合
緊急時(介護予防)訪問看護加算	利用者・家族等に対して 24 時間連絡体制にあり、計画外の緊急時訪問を必要に応じて行う体制がある場合
特別管理加算(Ⅰ)	特別な管理を要する利用者(厚生労働大臣が定める状態※1)に対して、計画的な管理を行った場合
特別管理加算(Ⅱ)	特別な管理を要する利用者(厚生労働大臣が定める状態※2)に対して、計画的な管理を行った場合
ターミナルケア加算	在宅で死亡した利用者(ターミナルケアを行った後、24 時間以内に在宅以外で死亡した者を含む)に対してターミナルケアを行った場合
初回加算(Ⅰ)	新規の利用者又は過去 2 ヶ月間において訪問看護(医療保険を含む)の提供を受けておらず新たに訪問看護計画書を作成した利用者に対して、退院した日に、初回の訪問看護を行った場合
初回加算(Ⅱ)	新規の利用者又は過去 2 ヶ月間において訪問看護(医療保険を含む)の提供を受けておらず新たに訪問看護計画書を作成した利用者に対して、退院した日の翌日以降に、初回の訪問看護を行った場合
退院時共同指導加算	退院又は退所するに当たり、訪問看護ステーションの看護師等(准看護師は除く)が、退院時共同指導(当該施設の従業者と共同し、在宅療養の上必要な指導を行い、その内容を提供すること)を行い、退院又は退所後に初回の訪問看護を行った場合
看護・介護職員連携強化加算	訪問介護事業所の訪問介護員等に対し、たんの吸引等を円滑に行うための支援を行った場合(要支援者は対象外)

※1 在宅悪性腫瘍等患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態

※2 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理のいずれかを受けている状態
人工肛門、人工膀胱を設置している状態
真皮を越える褥瘡の状態
点滴注射を週 3 回以上行う必要があると認められる状態

(3) 医療保険による訪問看護の利用料

利用した場合の利用料は、以下のとおりです。

利用料は、かかった医療費の1割、2割又は3割の額となります。(利用者負担の減免、公費負担がある場合などはその負担額による)

ア 利用料 ① (訪問看護基本療養費)

基本部分			利用料			
			10割	1割	2割	3割
訪問看護基本療養費(Ⅰ) (1日につき)	保健師 看護師 の場合	週3日 目まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
		週4日 目以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	理学療法士等の場 合	5,550円	555円	1,110円	1,665円	
訪問看護基本療養費(Ⅱ) (同一建物居住者) 保健師・看護師の場合 (1日につき)	同1日 に2人	週3日 目まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
		週4日 目以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	同1日 に3人 以上	週3日 目まで	2,780円	278円	556円	834円
		週4日 目以降	3,280円	328円	656円	984円
訪問看護基本療養費(Ⅱ) (同一建物居住者) 理学療法士等の場合 (1日につき)	同1日に2人		5,550円	555円	1,110円	1,665円
	同1日に3人以上		2,780円	278円	556円	834円
訪問看護基本療養費(Ⅲ) (入院中1回につき)	入院中の外泊		8,500円	850円	1,700円	2,550円

イ 利用料 ② (訪問看護管理療養費)

基本部分		利用料			
		10割	1割	2割	3割
訪問看護管理療養費1 (1日につき)	月の初回訪問日	7,670円	767円	1,534円	2,301円
	2日目以降	3,000円	300円	600円	900円

ウ その他の療養費及び加算

基本部分			利用料			
			10割	1割	2割	3割
難病等複数回訪問加算	1日2回	同一建物内 1人又は2人	4,500円	450円	900円	1,350円
		同一建物内 3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
	1日3回以上	同一建物内 1人又は2人	8,000円	800円	1,600円	2,400円
		同一建物内 3人以上	7,200円	720円	1,440円	2,160円
緊急訪問看護加算	月14日目まで	1日につき	2,650円	265円	530円	795円
	月15日目以降	1日につき	2,000円	200円	400円	600円
複数名訪問看護加算	看護師等	同一建物内 1人又は2人	4,500円	450円	900円	1,350円
		同一建物内 3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
	看護補助者	同一建物内 1人又は2人	3,000円	300円	600円	900円
		同一建物内 3人以上	2,700円	270円	540円	810円
複数名訪問看護加算 (別に厚生労働大臣が定める場合)	看護補助者 1日1回	同一建物内 1人又は2人	3,000円	300円	600円	900円
		同一建物内 3人以上	2,700円	270円	540円	810円
	看護補助者 1日2回	同一建物内 1人又は2人	6,000円	600円	1,200円	1,800円
		同一建物内 3人以上	5,400円	540円	1,080円	1,620円
	看護補助者 1日3回以上	同一建物内 1人又は2人	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
		同一建物内 3人以上	9,000円	900円	1,800円	2,700円
長時間訪問看護加算		週1日につき	5,200円	520円	1,040円	1,560円

基本部分		利用料				
		10割	1割	2割	3割	
夜間・早朝訪問看護加算	1日につき	2,100円	210円	420円	630円	
深夜訪問看護加算	1日につき	4,200円	420円	840円	1,260円	
乳幼児加算	超重症児等	1日につき	1,800円	180円	360円	540円
	上記以外	1日につき	1,300円	130円	260円	390円
24時間対応体制加算	1月につき	6,520円	652円	1,304円	1,956円	
特別管理加算(Ⅰ)	1月につき	5,000円	500円	1,000円	1,500円	
特別管理加算(Ⅱ)	1月につき	2,500円	250円	500円	750円	
退院時共同指導加算	1回につき	8,000円	800円	1,600円	2,400円	
特別管理指導加算	1回につき	2,000円	200円	400円	600円	
退院支援指導加算	1回につき	6,000円	600円	1,200円	1,800円	
退院支援指導加算(長時間)	1回につき	8,400円	840円	1,680円	2,520円	
在宅患者連携指導加算	1月につき	3,000円	300円	600円	900円	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	1回につき	2,000円	200円	400円	600円	
看護・介護職員連携強化加算	1月につき	2,500円	250円	500円	750円	
訪問看護ターミナルケア療養費 1	当該月につき	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円	
訪問看護ターミナルケア療養費 2	当該月につき	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円	
訪問看護情報提供療養費 1	1回につき	1,500円	150円	300円	450円	
訪問看護情報提供療養費 2	1回につき	1,500円	150円	300円	450円	
訪問看護情報提供療養費 3	1回につき	1,500円	150円	300円	450円	
訪問看護医療 DX 情報活用加算	1月につき	50円	5円	10円	15円	
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	1月につき	780円	78円	156円	234円	
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)	1月につき	10~500円	1~50円	2~100円	3~150円	

(4) 医療保険による精神科訪問看護の利用料

利用した場合の利用料は、以下のとおりです。

利用料は、かかった医療費の1割、2割又は3割の額となります。(利用者負担の減免、公費負担がある場合などはその負担額による)

ア 利用料 ① (精神科訪問看護基本療養費)

基本部分				利用料			
				10割	1割	2割	3割
精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ) (1日につき)	週3日 目まで	30分未満	4,250円	425円	850円	1,275円	
		30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,665円	
	週4日 目以降	30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円	
		30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円	
精神科訪問看護 基本療養費(Ⅲ) (1日につき)	同一日 2人	週3日 目まで	4,250円	425円	850円	1,275円	
		30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,665円	
	週4日 目以降	30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円	
		30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円	
同一建物居住者 同一日 3人以上	週3日 目まで	30分未満	2,130円	213円	426円	639円	
		30分以上	2,780円	278円	556円	834円	
	週4日 目以降	30分未満	2,550円	255円	510円	765円	
		30分以上	3,280円	328円	656円	984円	
精神科訪問看護基本療養費(Ⅳ) (入院中1回につき)	入院中の外泊		8,500円	850円	1,700円	2,550円	

イ 利用料 ② (訪問看護管理療養費)

基本部分		利用料			
		10割	1割	2割	3割
訪問看護管理療養費1 (1日につき)	月の初回訪問日	7,670円	767円	1,534円	2,301円
	2日目以降	3,000円	300円	600円	900円

ウ その他の療養費及び加算

基本部分			利用料			
			10割	1割	2割	3割
精神科複数回訪問加算	1日2回	同一建物内 1人又は2人	4,500円	450円	900円	1,350円
		同一建物内 3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
	1日3回以上	同一建物内 1人又は2人	8,000円	800円	1,600円	2,400円
		同一建物内 3人以上	7,200円	720円	1,440円	2,160円
精神科緊急訪問看護加算	月14日目まで	1日につき	2,650円	265円	530円	795円
	月15日目以降	1日につき	2,000円	200円	400円	600円
複数名精神科訪問看護加算 保健師・看護師の場合 (1日につき)	1日1回	同一建物内 1人又は2人	4,500円	450円	900円	1,350円
		同一建物内 3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
	1日2回	同一建物内 1人又は2人	9,000円	900円	1,800円	2,700円
		同一建物内 3人以上	8,100円	810円	1,620円	2,430円
	1日3回以上	同一建物内 1人又は2人	14,500円	1,450円	2,900円	4,350円
		同一建物内 3人以上	13,000円	1,300円	2,600円	3,900円
複数名精神科訪問看護加算 看護補助者の場合 (1日につき)	週1回	同一建物内 1人又は2人	6,000円	600円	1,200円	1,800円
		同一建物内 3人以上	5,400円	540円	1,080円	1,620円
長時間精神科訪問看護加算		週1日につき	5,200円	520円	1,040円	1,560円
夜間・早朝訪問看護加算		1日につき	2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算		1日につき	4,200円	420円	840円	1,260円
24時間対応体制加算		1月につき	6,520円	652円	1,304円	1,956円

基本部分		利用料			
		10割	1割	2割	3割
特別管理加算(Ⅰ)	1月につき	5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算(Ⅱ)	1月につき	2,500円	250円	500円	750円
退院時共同指導加算	1回につき	8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算	1回につき	2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算	1回につき	6,000円	600円	1,200円	1,800円
退院支援指導加算(長時間)	1回につき	8,400円	840円	1,680円	2,520円
在宅患者連携指導加算	1月につき	3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	1回につき	2,000円	200円	400円	600円
看護・介護職員連携強化加算	1月につき	2,500円	250円	500円	750円
精神科重症患者支援管理連携加算イ	1月につき	8,400円	840円	1,680円	2,520円
精神科重症患者支援管理連携加算ロ	1月につき	5,800円	580円	1,160円	1,740円
訪問看護ターミナルケア療養費 1	当該月につき	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
訪問看護ターミナルケア療養費 2	当該月につき	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
訪問看護情報提供療養費 1	1回につき	1,500円	150円	300円	450円
訪問看護情報提供療養費 2	1回につき	1,500円	150円	300円	450円
訪問看護情報提供療養費 3	1回につき	1,500円	150円	300円	450円
訪問看護医療 DX 情報活用加算	1月につき	50円	5円	10円	15円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	1月につき	780円	78円	156円	234円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)	1月につき	10~500円	1~50円	2~100円	3~150円

◇ 医療保険の加算算定に関する要件

加算名称	要件
難病等複数回訪問加算	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、特別訪問看護指示書の交付を受けた利用者に対して、1日に2回又は3回以上訪問看護を行った場合
精神科複数回訪問加算	精神科在宅患者支援管理料を算定する利用者に対して、1日に2回又は3回以上訪問看護を行った場合
(精神科)緊急訪問看護加算	利用者やその家族等の求めに応じて、主治医(診療所又は在宅療養支援病院の保険医に限る)の指示に基づき、緊急に訪問看護を行った場合
複数名(精神科)訪問看護加算	複数名で訪問看護を行う必要がある利用者に対して、保健師、看護師が他の看護師等又は看護補助者との同行訪問による訪問看護を行った場合
長時間(精神科)訪問看護加算	長時間の訪問を要する利用者に対して、1回の訪問看護の時間が90分を超えた場合
夜間・早朝訪問看護加算	利用者又はその家族等の求めに応じて、夜間、早朝に訪問看護を行った場合 (夜間＝午後6時から午後10時まで、早朝＝午前6時から午前8時まで)
深夜訪問看護加算	利用者又はその家族等の求めに応じて、夜間、早朝に訪問看護を行った場合 (深夜＝午後10時から午前6時まで)
乳幼児加算	6歳未満の利用者(別に厚生労働大臣が定める者を含む)に対して、訪問看護を行った場合
24時間対応体制加算	利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応可能で、緊急時訪問看護を必要に応じて行う体制にある場合
特別管理加算(Ⅰ)	特別な管理を要する利用者(厚生労働大臣が定める状態等にある利用者※1)に対して、計画的な管理を行った場合
特別管理加算(Ⅱ)	特別な管理を要する利用者(厚生労働大臣が定める状態等にある利用者※2)に対して、計画的な管理を行った場合
退院時共同指導加算	退院又は退所するに当たり、訪問看護ステーションの看護師等(准看護師は除く)が、退院時共同指導(当該施設の従業者と共同し、在宅療養の上必要な指導を行い、その内容を提供すること)を行い、退院又は退所後に初回の訪問看護を行った場合
特別管理指導加算	退院時共同指導加算を算定する利用者のうち、特別管理加算の対象となる利用者の場合
退院支援指導加算 退院支援指導加算(長時間)	退院支援指導を要する厚生労働大臣が定める者に該当する場合に、保険医療機関から退院するに当たって、訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く)が退院日に在宅で(長時間にわたる)の療養上必要な指導を行った場合

加算名称	要件
在宅患者連携指導加算	訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く)が、訪問診療を実施している保険医療機関を含め、歯科訪問診療を実施している保険医療機関又は訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局と文書等にて情報共有を行うと共に、共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行った場合
在宅患者緊急時カンファレンス加算	利用者の状態の急変や診療方針の変更等に伴い、保険医療機関の保険医の求めにより開催されたカンファレンスに、訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く)が参加し、共同で利用者や家族に対して指導を行った場合
看護・介護職員連携強化加算	訪問看護ステーションの看護師又は准看護師が、登録特定行為事業者等と連携し、喀痰吸引等に関して必要な支援を行った場合
精神科重症患者支援管理連携加算イ・ロ	精神科在宅患者支援管理料 2 を算定する利用者に対して、訪問看護を行った場合
訪問看護ターミナルケア療養費 1	在宅で死亡した利用者(ターミナルケアを行った後、24 時間以内に在宅以外で死亡した者を含む)又は特別養護老人ホーム等で死亡した利用者に対してターミナルケアを行った場合
訪問看護ターミナルケア療養費 2	特別養護老人ホーム等で死亡した利用者のうち、介護保険における看取り介護加算等を算定した利用者に対して、ターミナルケアを行った場合
訪問看護情報提供療養費 1	利用者の居住地を管轄する区市町村、都道府県、特定相談支援事業者、障害児相談支援事業者等からの求めに応じて、訪問看護の状況を示す文書を添えて、情報提供を行った場合
訪問看護情報提供療養費 2	学校等(児童福祉法に規定する保育所又は学校教育法に規定する学校)の求めに応じて、訪問看護の状況を示す文書を添えて、情報提供を行った場合
訪問看護情報提供療養費 3	在宅から保険医療機関や介護老人保健施設又は介護医療院へ療養の場所を変更(入院・入所)する利用者について、利用者の診療を行っている保険医療機関に対して、訪問看護に係る情報提供を行った場合
訪問看護医療 DX 情報活用加算	オンライン資格確認を実施し、利用者の診療情報を取得した上で、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、訪問看護を行った場合
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)(Ⅱ)	医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある場合

- ※1 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態
- ※2 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理のいずれかを受けている状態
人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
真皮を越える褥瘡の状態
在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

(4) その他の利用料

その他の利用料は、利用者が選定(希望)する特別の訪問看護に対する差額費用としての利用や訪問看護以外のサービスに対する実費負担として、利用された場合にお支払いいただきます。

種類(介護保険・医療保険適用)		利用料
死後の処置料	最期の訪問看護の延長として、死後の処置を行った場合	16,500 円
日常生活上必要な物品代	おむつ、ガーゼ等の物品	実費相当額

種類(医療保険適用)		利用料
1 時間 30 分を超過した延長利用料	長時間訪問看護加算を算定する日は除く	2,000 円/30 分毎
休日、営業時間外の訪問看護利用料	重要事項説明書に記載された営業日以外又は営業時間以外(夜間・早朝訪問看護加算又は深夜訪問看護加算を算定する日は除く)に訪問看護を行った場合	3,000 円/回

(5) 交通費

看護師等が訪問するための交通費の実費をご負担していただきます。

算定方法	料金
通常の事業の実施地域	無料
通常の事業の実施地域を越えた地点から 1 キロメートル当たり	110 円
駐車場代、タクシー代、電車代、有料道路代 ※介護保険適用除外	実費相当額

(6) キャンセル料

サービスの利用を中止した場合には、次のとおりキャンセル料をいただきます。

ただし、利用者の容態の急変や急な入院等、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。なお、サービスの利用を中止する場合には、至急ご連絡ください。

算定方法	料金
サービス提供日の前日の午後 5 時 30 分までにご連絡がない場合	利用料の 100%

6 利用料、その他の費用の請求方法及び支払方法

(1) 請求方法

- ・ 利用料及びその他の利用料等は、利用月ごとの合計金額により請求します。
- ・ 請求書は、利用月の翌月 15 日までに利用者へ送付します。

(2) 支払方法

請求月の末日までに、下記のいずれかの方法でお支払いください。なお、お支払いを確認しましたら、領収証をお渡しします。領収証の再発行はできませんので、必ず保管をしてください。(医療費控除の還付請求の際に、必要となることがあります)

支払方法	
口座自動引落し	請求月の 28 日(振替日が土日祝日の場合は翌営業日)に利用者が指定する口座から自動引落しをします。 万が一、所定の振替日に自動引落しができなかった場合は、翌月の振替日に再度引落しを行います。
銀行振込み	請求月の末日までに下記口座に振込み送金して支払います。 振込手数料は利用者が負担します。 埼玉りそな銀行 上尾支店 普通 4781490 口座名義人:カ)ムサシノプリオ

7 秘密の保持

- (1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とします。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いませぬ。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。
- (3) 利用者又はその家族の情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

8 緊急時の対応方法

サービスの提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要があった場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、家族や介護支援専門員等へ連絡をいたします。

主治の医師	医療機関名	
	氏名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先(家族等)	氏名(続柄)	
	電話番号	

9 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、区市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。なお、事業者は下記損害賠償保険に加入します。

保険会社名	保険名
東京海上日動火災保険株式会社	介護サービス事業者賠償責任保険

10 サービス提供に関する相談や苦情

(1) 苦情処理の体制及び手順

苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら、事実関係の特定を慎重に行います。把握した内容をもとに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは対応方法を含めた結果報告を行います。

(2) 苦情相談窓口

担当者・連絡先	管理者 高橋 美希	04-7197-2811
受付時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで	
受付日	月曜日から金曜日まで(国民の祝日、12 月 31 日から 1 月 3 日までを除く)	

下記の区市町村及び国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等へ苦情を伝えることができます。

名称	電話番号
流山市役所 健康福祉部 介護支援課	04-7150-6531
松戸市役所 福祉長寿部 介護保険課	047-366-7370
柏市役所 健康医療部 高齢者支援課	04-7167-1134
千葉県国民健康保険団体連合会 苦情処理係	043-254-7428

11 虐待・身体拘束の防止

利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げる措置を講じます。また措置を適切に実施するための担当者を置きます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について看護師等に周知を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針の整備をします。
- (3) 看護師等に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- (4) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに区市町村へ通報します。
- (5) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
- (6) やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

12 サービスの利用に当たっての留意事項

サービスのご利用に当たってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) 看護師等はサービス提供の際、次の業務は行うことができません。
 - ・ 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書の預かり等、金銭に関する取扱い
 - ・ 利用者以外の家族のためのサービス提供
- (2) 看護師等に対する金品や飲食物の提供等はお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変等によりサービスを利用できなくなった時は、できる限り早めに担当の介護支援専門員(又は地域包括支援センター)又は当事業所の担当者へご連絡ください。
- (4) 利用者の居宅でサービス提供するために使用する水道、電気、ガス等は、利用者のご負担となります。

(5) 介護保険法の規定により、訪問看護の給付を受けることができる時は、医療保険では行わないこととなっています。ただし、要介護者等であっても、次の場合は自動的に適用保険が介護保険から医療保険へ変更となります。

- ① 末期の悪性腫瘍の場合
- ② 厚生労働大臣が定める者に該当する場合(特掲診療料・別表第7)
- ③ 急性増悪により一時的に頻回に訪問看護が必要である旨の特別訪問看護指示書を交付された場合(指示の日から14日間を限度とする)
- ④ 精神科訪問看護指示書が交付された場合(認知症が主傷病である場合は除く)

重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
---------------	---	---	---

指定訪問看護、指定介護予防訪問看護の提供開始に当たり、利用者に対して重要事項を説明しました。

事業者	所在地	東京都中央区日本橋人形町二丁目2番1号
	法人名	株式会社 武蔵野プリオ
	代表者名	高橋 功
	事業所名	プリオ流山訪問看護ステーション
	説明者名	印

私は、事業者から重要な事項の説明を受け、サービスの提供開始について同意し、交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印
	続柄	